政令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百十五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「者に」を「者又は獣医療を受ける獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第一項に規定する飼育動物に」に改め、「病院等」の下に「又は同条第二項に規定する診療施設」を、「厚生労働大臣」の下に「又は農林水産大臣」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省令

○財務省令第六十六号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の十九の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第七整理方法1⑵中「過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の中間会計期間の営業経費」を「過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の中間会計期間の営業経費」に、「期首及び期末の平均残高」を「期首及び中間期末の平均残高」に改め、同表整理方法1⑶中「期首及び期末の平均残高」を「期首及び中間期末の平均残高」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表第七は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度の中間事業年度（株式会社日本政策投資銀行法第二十一条に規定する中間事業年度をいう。）に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度の中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。